

最高裁秘書第277号

令和4年2月3日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年1月25日に答申（令和3年度（最情）答申第43号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第9号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年5月6日（令和3年度（最情）諮詢第9号）

答申日：令和4年1月25日（令和3年度（最情）答申第43号）

件名：首席家庭裁判所調査官等の任命基準が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「首席家庭裁判所調査官等に関する規則1条2項、2条2項及び3条2項所定の基準が書いてある文書(最新版)」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年3月31日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出については、「首席家庭裁判所調査官（首席家庭裁判所調査官等に関する規則（以下「規則」という。）1条2項）、次席家庭裁判所調査官（同2条2項）及び総括主任家庭裁判所調査官（同3条2項）の任命基準が書いてある文書」と整理した。

規則においては、首席家庭裁判所調査官、次席家庭裁判所調査官及び総括主任家庭裁判所調査官（以下、併せて「首席家庭裁判所調査官等」という。）に

ついて、「最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、最高裁判所が命ずる」とされているところ、首席家庭裁判所調査官等については、個別の事情を勘案し最高裁判所において任命していることから、任命基準を定める必要はなく、本件開示申出に係る文書は、作成又は取得していない。

2 首席家庭裁判所調査官等の任命は、最高裁判所自身が行うこととされている。この点、主任家庭裁判所調査官の任命は、下級裁判所（高等裁判所）が行うこととされており、下級裁判所による適正な運用を確保する必要があるため、最高裁判所において通達により任命基準を定めているところであるが、最高裁判所自身が任命を行う首席家庭裁判所調査官等にはそうした必要性は乏しい。

また、首席家庭裁判所調査官等は家庭裁判所調査官の最上級の幹部職員のポストであり、人数も限られているため、個別に適性を検討して任命するのが相当と考えられる。

このようなことから、首席家庭裁判所調査官等の任命基準は定めていないところである。

なお、首席家庭裁判所調査官等より下位の職制上の段階に属する者を首席家庭裁判所調査官等に任命する場合は、人事院規則8—12（職員の任免）25条2号所定の昇任の要件（直近3年間の人事評価において、評価が一定の段階以上であることなどが求められている。）を満たす必要があり、こうした任用上の制度によっても、適正な運用が確保されているところである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年5月6日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月20日 審議
- ④ 同年11月16日 審議
- ⑤ 同年12月6日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受

⑥ 同月 14 日 最高裁判所の職員（最高裁判所事務総局人事局  
総務課長）から口頭説明聴取及び審議

⑦ 令和 4 年 1 月 21 日 審議

## 第 6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所は、本件開示申出について、「首席家庭裁判所調査官（規則 1 条 2 項）、次席家庭裁判所調査官（同 2 条 2 項）及び総括主任家庭裁判所調査官（同 3 条 2 項）の任命基準が書いてある文書」の開示を申し出るものと整理したとのことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。
- 2 規則によれば、首席家庭裁判所調査官等について、「最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、最高裁判所が命ずる」と定められている。当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、首席家庭裁判所調査官等のうち、高等裁判所が任命権を有する主任家庭裁判所調査官については、規則 4 条 2 項に規定する任命基準が定められていること、首席家庭裁判所調査官等より下位の職制上の段階に属する者を首席家庭裁判所調査官等に任命する場合は、裁判所職員臨時措置規則において準用する人事院規則 8—12（職員の任免）25 条 2 号所定の昇任の要件（直近 3 年間の人事評価において、評価が一定の段階以上であることなどが求められている。）を満たす必要があると定められていることが認められる。上記確認結果及び最高裁判所の職員の口頭説明の結果を踏まえれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容は、首席家庭裁判所調査官等の任命基準が定められていないこととすることに関して不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に

該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子